

職員募集のお知らせ(教育委員会義務教育課小中学校人事係)

以下のとおり、岐阜県教育委員会会計年度任用職員 非常勤講師を募集します。

募集概要

職名	岐阜県教育委員会会計年度任用職員 非常勤講師 (教科等担当非常勤講師及び特別非常勤講師)
募集人数	1 1 0 0名程度 (予定) (※人事評価に基づく再度の採用の方は公募によらないため、募集人数から除いています)
所属名・勤務地	市町村(組合)立の小学校、中学校、義務教育学校及び岐阜特別支援学校
業務内容	○教科等担当非常勤講師 教科の授業及び関連する指導、児童生徒の支援等に従事していただきます。(任用の種別によって異なります。) 【種別】 初任者研修(校内研後補充) 初任者研修(校外研後補充) 少人数指導 小学校教科担任 免許外教科担任解消 資質向上研修等代替 妊娠体育代替 外国語対応日本語指導 児童生徒支援 適応支援 病休介休代替 育児短時間勤務代替 新規非常勤講師研修 通級指導 ○特別非常勤講師 社会人として有する専門的知識・技術を生かして、教科の領域の一部及びクラブ活動(小学校のみ)の指導に従事していただきます。
必要な資格等	○教科等担当非常勤講師 教育職員免許法に規定する小学校又は中学校の教員免許状
任期	○学校の実情に応じて必要とする期間で、採用する日が属する年度内の日(最長でも年度末)までです。
勤務日、勤務時間及び休憩時間等	○勤務時間は、1週間について29時間をこえない範囲において教育事務所長が定めます。 ○勤務を要する日及び勤務時間の割振りは勤務する学校の校長が定めます。(原則、長期休業中等授業を実施しない日を除きます。学校行事等の実施により勤務日、勤務時間は変更になることがあります。) ○休憩時間は、所属長が定めます。
所定勤務時間を超える勤務の有無	無

週休日、休日	週休日 土曜日・日曜日 休日 国民の祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日） ※土日に学校行事等を行い、週休日を振り替えることがあります。
報酬	○報酬は、時間額で支給します。 （教科等担当非常勤講師 時給 令和７年度 ２,８６０円） （特別非常勤講師 時給 令和７年度 ２,６３０円） ※令和８年度の時給は、確定次第掲載します。 ○勤務する月の翌月の２１日に支給します。 ○次の全ての要件を満たす会計年度任用職員は、期末手当及び勤勉手当の支給対象となります。 （ｉ）任用期間が６月以上であること （ii）１週間当たりの正規の勤務時間が１５時間３０分以上であること（※注１） ○期末手当及び勤勉手当は６月・１２月に支給します。 ○地域手当を支給します。 （※注１） 期末手当、勤勉手当における「１週間当たりの正規の勤務時間」とは、 【年間の総勤務見込時間】を【全任用期間の週数】で除した時間になります。 （例） ４月１日～３月３１日まで１年間勤務するが、長期休業期間を除くと週２０時間で、３５週勤務する場合 【年間の総勤務見込時間】 $20 \times 35 = 700$（時間） 【１週間当たりの正規の勤務時間】 $(700 \times 60) \div 365 = 805.47 \dots$（分） 小数点以下を切り捨てて、８０５分とする ８０５分＝１３時間 ２５分 ○定期昇給なし ○通勤距離に応じて通勤手当に相当する費用弁償を支給
社会保険、労災保険及び雇用保険	○次の全ての要件を満たす会計年度任用職員は、社会保険（健康保険及び厚生年金保険及び介護保険）の加入対象となります。 （ｉ）週の所定労働時間が２０時間以上であること（※注２） （ii）報酬の月額が８．８万円以上であること （iii）任用期間が２ヶ月以上見込まれること （iv）学生でないこと （公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律及び公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律による） ○次の全ての要件を満たす会計年度任用職員は、雇用保険の加入対象となります。 （ｉ）週の所定労働時間が２０時間以上であること（※注２） （ii）３１日以上継続して雇用される見込みであること （iii）雇用保険の適用事業所に雇用されていること （雇用保険法による）

	(※注2) ・「週の所定労働時間」については、「通常勤務する週の勤務時間数」とする。「通常勤務する週の勤務時間数」とは、小中学校の場合は勤務条件通知書にある「授業時間数等」とする。 ・加入要件の詳細については、「業務取扱要領 20001-23600 雇用保険適用関係 厚生労働省職業安定局雇用保険課」の「20703 (3) 資格取得届記載要領及びその指導 イ(フ)」を参照願います。 ・保険料の支払い手続きに関することは、所管のハローワークの指示に従ってください。
--	---

○受験資格（欠格条項）について

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・県と特別な利害関係のある営利企業等（※）に兼業する者

※例えば、補助金等の割当や交付等を行っている場合、物件の使用、権利の設定等について許認可を行っている場合などの関係、または、工事契約や物品購入契約等の契約関係がある企業をいいます。

○当初予算成立について

本採用は、「令和8年度岐阜県の予算の成立」を前提に実施します。そのため、令和7年第1回岐阜県議会定例会（例年2月開会）において、各事業に係る予算案が可決成立しない場合は、採用を行いませんので、予めご了承願います。なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっても、県ではその損害について一切負担しません。

○その他留意事項

- ・採用後1カ月は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
- ・地方公務員法に定める、服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。
- ・同法に定める、懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）及び分限処分（休職、降給、降任、免職）を受けることがあります。
- ・選考によらず、直近の勤務実績（人事評価）を基に、2回を限度として再度の採用を行うことがあります。
- ・会計年度任用職員として一度退職されたのち、他の任命権者（※）で改めて採用された場合、期末手当の期間率及び育児休業の取得要件である勤務期間は通算できません。
 ※任命権者とは知事部局、教育委員会、公安委員会、その他各種委員会等（人事委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局など）をいいます。
- ・同一の任命権者内において他の会計年度任用職員として勤務している（する）場合、週の勤務時間が計38時間45分または1日の勤務時間が7時間45分を超過することはできません。

試験内容

試験内容	面接及び書類選考（人事評価に基づく再度の採用は除く）
試験日時（予定）	応募書類の提出時
試験会場	各教育事務所

選考結果通知

選考結果通知日（予定）	令和8年2月中旬以降 選考結果を郵送で通知します。
-------------	------------------------------

募集方法

以下のとおり申し込んでください。

パターン	区分	提出書類	提出先
A	今年度、県内の小学校・中学校・義務教育学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務している方（または今年度勤務していた方）で、 <u>今年度と同一の教育事務所管内の学校</u> に勤務を希望する方 ■人事評価に基づく再度の採用を希望しない方に限ります。（※注3）	①岐阜県教育委員会会計年度任用職員 非常勤講師 志願調書（両面） ②必要とする教員免許状の写し（特別非常勤講師を希望する方は不要） <u>※免許状に記載された氏名に変更がある場合は、戸籍抄本を提出（写しでもよい）</u> ③返信用封筒（角形2号封筒、糊付き、270円切手貼付、返信先住所を明記）	勤務校の校長 （校長から市町村教育委員会へ提出していただきます）
B	今年度、県内の小学校・中学校・義務教育学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務している方（または今年度勤務していた方）で、 <u>今年度と異なる教育事務所管内の学校</u> に勤務を希望する方	①岐阜県教育委員会会計年度任用職員 非常勤講師 志願調書（両面） ②必要とする教員免許状の写し（特別非常勤講師を希望する方は不要） <u>※免許状に記載された氏名に変更がある場合は、戸籍抄本を提出（写しでもよい）</u> ③返信用封筒（角形2号封筒、糊付き、270円切手貼付、返信先住所を明記）	勤務校の校長 （校長から市町村教育委員会へ提出していただきます）

C	A・B以外の方 ※新規の方や県内の公立の 高等学校、特別支援学校 (岐阜市立特別支援学校 を除く)に勤務している 方はCに該当します	①岐阜県教育委員会会計年度任 用職員 非常勤講師 志願調書 (表面) ②必要とする教員免許状の写し (特別非常勤講師を希望する 方は不要) <u>※免許状に記載された氏名に 変更がある場合は、戸籍抄 本を提出(写しは不可)</u> ③返信用封筒(角形2号封筒、糊 付き、270円切手貼付、返信先 住所を明記)	勤務を希望する 教育事務所へ事 前に電話連絡の 上、持参。
---	---	---	--

(※注3)

- ・上表のパターンAに該当する方のうち、「人事評価に基づく再度の採用を希望する方」は、公募の対象ではありません。人事評価の結果に基づき選考を行いますので、返信用封筒(角形2号封筒、糊付き、270円切手貼付、返信先住所を明記)と教員免許状の写し(免許状に記載された氏名に変更がある場合は、戸籍抄本を提出(写しでもよい))を勤務校の校長に提出してください。再度の採用は2回まで行うことができます。

教育事務所	住所	電話番号
【岐阜教育事務所】	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-9-1 岐阜県総合教育センター第3棟1階	058-278-3056
【西濃教育事務所】	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111
【美濃教育事務所】	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011
【可茂教育事務所】	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111
【東濃教育事務所】	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111
【飛騨教育事務所】	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111

受付期間	令和8年1月7日(水)～令和8年1月30日(金)
------	--------------------------

問い合わせ先

所属	義務教育課小中学校人事係
電話	(058) 272-1111 内線：8589
FAX	(058) 278-2817
メールアドレス	c17785@pref.gifu.lg.jp